



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令 (文部科学三七)
- 私立学校法施行規則の一部を改正する省令 (同三八)

三 六

〔告 示〕

- 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件 (文部科学一二四)
- 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する件 (同一二五)
- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示 (同一二六)

三 三 三

○平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の特例を定める件 (同一二七)

三

省

令

○文部科学省令第三十七号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定とこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

文部科学大臣 林 芳正

改 正 後			改 正 前		
（定義） 第一条 〔略〕 一 三 〔略〕 四 専門職大学の課程（学校教育法（以下「法」という。）第八十七条の二第二項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。第四条の二及び第十条第一項において同じ。）の設置及び変更 五 九 〔略〕 （大学又は高等専門学校設置の認可の申請） 第二条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 第二項の申請をした者のうち、専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。 一 教育課程連携協議会構成員名簿（別記様式第七号の二） 二 教育課程連携協議会構成員就任承諾書（別記様式第七号の三） 三 臨地実務実習施設の確保状況説明書（別記様式第七号の四） 四 臨地実務実習施設使用承諾書（別記様式第七号の五） 五 連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第七号の六）（専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十六条第一項第四号ただし書若しくは同条第二項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等（専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号ただし書に規定する連携実務演習等という。）を修得させる場合に限る。） 六 必要校地面積の減算説明書（別記様式第七号の七）（専門職大学設置基準第四十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第四十四条第二項の規定の適用を受ける者に限る。） 七 必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（専門職大学設置基準別表第二イ備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二イ備考第五号の規定の適用を受ける者に限る。） 5 七 〔略〕			（定義） 第一条 〔略〕 一 三 〔略〕 〔号を加える。〕 四 八 〔略〕 （大学又は高等専門学校設置の認可の申請） 第二条 〔略〕 2・3 〔略〕 〔項を加える。〕		
4 6 〔略〕					

(学部等の設置の認可の申請及び届出)

第三条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第一項の申請をしようとする者のうち、専門職大学等の学部等を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十三条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、教員個人調書(別記様式第四号)及び教員就任承諾書(別記様式第五号)を提出することを要しないものとし、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

6・10 〔略〕

11 第九項の届出を行おうとする者のうち、専門職大学等の学部等を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

12 第九項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。

(大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出)

第四条 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第三條第五項	大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十二条第一項に規定する国際連携学科を設置	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

(学部等の設置の認可の申請及び届出)

第三条 〔略〕

2・3 〔略〕

〔項を加える。〕

4 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項又は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第四十三条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、教員個人調書(別記様式第四号)及び教員就任承諾書(別記様式第五号)を提出することを要しないものとし、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

5・9 〔略〕

〔項を加える。〕

10 第八項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第八項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。

(大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出)

第四条 第三條第一項、第四項から第八項まで及び第十項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第三條第四項	大学設置基準第五十条第一項又は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第四十三条第一項に規定する国際連携学科を設置	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

第三條第 六項	略		略
第三條第 七項	略		略
第三條第 九項	略		略

前項の申請をしようとし、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る研究科等を設置しようとし、又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定により提出する書類に加え、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

(専門職大学の課程の設置及び変更の認可及び届出)

第四条の二 専門職大学の課程の設置及び変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度（第十条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

三 当該申請についての意思の決定を証する書類

四 前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類

五 教員名簿（別記様式第三号）

専門職大学の課程の変更の届出を行うとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類を添えて、当該課程を変更する年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第三号中「申請」とあるのは「届出」とする。

第五条 第三条第一項、第六項及び第九項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	[略]		
第二欄	[略]	[略]	[略]
第三欄	[略]	[略]	[略]

[illegible]

「項を加える。」

「条を加える。」

第五条 第三条第一項、第五項及び第八項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	[略]		
第二欄	[略]	[略]	[略]
第三欄	[略]	[略]	[略]

第三条第 六項		第三条第 九項				
略	略	略	略	略	略	略

(大学における通信教育の開設の認可の申請及び届出)

第六条 大学における通信教育の開設の認可を受けようとする者(第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く。)は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度(以下「通信教育開設年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一〇十 略

2 略

(認可の手続)

第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第七項、第三条第一項(第四条及び第五条において準用する場合を含む。)及び第八項(第四条において準用する場合を含む。)、第四条の二第一項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の申請があつた場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、専門職大学の課程開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2 第三条第五項(第四条において準用する場合を含む。)の申請があつた場合には、当該申請のあつた月の翌月から起算して六月以内に当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

附 則

1・2 略

3 平成三十一年度開設する専門職大学等の設置の認可を受けようとする場合における第二条第一項の規定の適用については、同項中「十月一日から十月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十一日まで」とする。

4・6 略

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三条第 五項		第三条第 八項				
略	略	略	略	略	略	略

(大学における通信教育の開設の認可の申請及び届出)

第六条 大学における通信教育の開設の認可を受けようとする者(第二条第六項及び第三条第七項に規定するものを除く。)は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度(以下「通信教育開設年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一〇十 略

2 略

(認可の手続)

第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第六項、第三条第一項(第四条及び第五条において準用する場合を含む。)及び第七項(第四条において準用する場合を含む。)、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の申請があつた場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2 第三条第四項(第四条において準用する場合を含む。)の申請があつた場合には、当該申請のあつた月の翌月から起算して六月以内に当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

附 則

1・2 略

「項を加える。」

3・5 略

別記様式第 2 号 (その 2 の 1)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

別記様式第二号(その二の二)を次のように改める。

教 育 課 程 等 の 概 要														
(〇〇学部〇〇学科等)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
〇〇科目														
	小計 (科目)	—												
△△科目														
	小計 (科目)	—												
□□科目														
	小計 (科目)	—												
△△科目														
	小計 (科目)	—												
合計 (科目)		—												
学位又は称号						学位又は学科の分野								
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等					
									1 学年の学期区分			期		
									1 学期の授業期間			週		
									1 時限の授業時間			分		

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

教育課程等の概要(共同学科等)															
(共同〇〇学部〇〇学科等)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	開設大学	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
〇〇科目															
	小計(科目)	—													
△△科目															
	小計(科目)	—													
□□科目															
	小計(科目)	—													
〇〇科目															
	小計(科目)	—													
△△科目															
	小計(科目)	—													
合計(科目)		—													
学位又は称号			学位又は学科の分野												
卒業・修了要件及び履修方法				開設大学		開設単位数(必修)		授業期間等							
								1学年の学期区分				期			
								1学期の授業期間				週			
								1時限の授業時間				分			

(注)

- 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号(その2の1)に代えて、この書類を作成すること。
- 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号(その2の1)の例により、構成大学別のものを作成すること。
- 3 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 4 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 5 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

教育課程等の概要（国際連携学科等）

(〇〇学部 国際連携〇〇学科)																					
教育課程等の概要（国際連携学科等）																					
科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	開設大学	単位数			授業形態		教員等の配置							備考				
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	申請大学					連携外国大学				合計	
											教授	准教授	講師	助手	小計	教授に相当する教員		准教授に相当する教員	講師に相当する教員		助手に相当する教員
〇〇科目	小計（科目）		—					—													
△△科目	小計（科目）		—					—													
〇〇科目	小計（科目）		—					—													
△△科目	小計（科目）		—					—													
合計（科目）			—					—													
学位又は称号					学位又は学科の分野					開設単位数（必修）		授業期間等									
卒業・修了要件及び履修方法					開設大学等																
					共同開設科目																

（注）

- 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その2の1）に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 私立の大学若しくは高等専門学校に修得した単位を、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要がある。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務実習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

別記様式第 2 号 (その 2 の 4)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

別記様式第 2 号 (その 2 の 3) の次に次の様式を加える。

専門職大学等における実験、実習又は実技による授業科目並びにこれに代替する演習による授業科目一覧 (〇〇学部〇〇学科等)							
	科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態 [臨/連]	臨地実務実習に代えて連携実務演習等(実験、実習又は実技によるものに限る。)を修得させる事由及び見込まれる教育効果
			必修	選択	自由		
実験、実習又は実技による授業科目	基礎科目						
	職業専門科目						
	展開科目						
	総合科目						
	小計(科目)						
		うち卒業・修了に必要な実習等単位数	—		—		
	うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数			—			
演習による実習等代替授業科目	基礎科目						実験、実習又は実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果
	職業専門科目						
	展開科目						
	総合科目						
	小計(科目)						
		うち卒業・修了に必要な演習代替単位数	—		—		
	うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数			—			
合計(科目)							
	うち卒業・修了に必要な実習等又は演習単位数	—		—			
	うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数			—			

(注)

- 専門職大学等若しくは専門職大学等の学部等を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合は、別記様式第 2 号(その 2 の 1)、(その 2 の 2)又は(その 2 の 3)に加え、この書類を作成すること。
- 「授業形態」欄には、実験、実習、実技又は演習の別を記入するとともに、臨地実務実習による授業科目にあっては「[臨]」の括弧書きを、連携実務演習等による授業科目にあっては「[連]」の括弧書きを追記すること。
- 「小計」の欄の「うち卒業・修了に必要な実習等単位数」には、実験、実習又は実技による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数」には臨地実務実習又は連携実務演習等(実験、実習又は実技によるものに限る。)に係る単位数を、「うち卒業・修了に必要な演習代替単位数」には演習による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数」には連携実務演習等(演習によるものに限る。)に係る単位数を記入すること。
- 「実験、実習及び実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果」の欄には、臨地実務実習に代えて連携実務演習等(演習によるものに限る。)を修得させる場合のやむを得ない事由についても記入すること。
- 卒業・修了に必要な単位のうちに、基礎科目、職業専門科目、展開科目又は総合科目以外の授業科目であって、実験、実習若しくは実技又は演習によるものに係る単位を含める場合には、科目区分の枠を追加して記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数及び「単位数」に加え、前期課程に係る科目数及び「単位数」を併記すること。

別記様式第 2 号 (その 3 の 1)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

授 業 科 目 の 概 要				
(〇〇学部〇〇学科等)				
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 専門職大学等の授業科目であって同時に授業を行う学生数が 40 人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 3 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

別記様式第二号(その三の二)を次のように改める。

別記様式第 2 号 (その 3 の 2)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

別記様式第 2 号 (その 3 の 2) を次のように改める。

授 業 科 目 の 概 要 (共 同 学 科 等)					
(共同〇〇学部〇〇学科等)					
科目 区分		開設大学	授業科目の名称	講義等の内容	備考

(注)

- 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第 2 号 (その 3 の 1) に代えて、この書類を作成すること。
- 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第 2 号 (その 3 の 1) の例により、構成大学別のものを作成すること。
- 3 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 4 専門職大学等の授業科目であって同時に授業を行う学生数が 40 人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 5 私立の大学若しくは高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

別記様式第 2 号 (その 3 の 3)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

別記様式第 2 号 (その 3 の 3) を次のように改める。

授 業 科 目 の 概 要 (国 際 連 携 学 科 等)				
(〇〇学部 国際連携〇〇学科)				
科目 区分	開設大学	授業科目の名称	講義等の内容	備考

(注)

- 1 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第 2 号 (その 3 の 1) に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 2 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 3 専門職大学等の授業科目であって同時に授業を行う学生数が 40 人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 4 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

別記様式第3号(その3の1)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

別記様式第三号(その三)を別記様式第三号(その三の二)とし、同様式を次のように改める。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

別記様式第 3 号 (その 3 の 2)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

別記様式第三号(その三の二)の次に次の二様式を加える。

専任教員の年齢構成・学位保有状況(専門職大学等の実務の経験等を有する専任教員)										
職 位	学 位	29 歳 以下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以上	合 計	備 考
教 授	博 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短 期 大 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	そ の 他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
准 教 授	博 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短 期 大 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	そ の 他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
講 師	博 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短 期 大 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	そ の 他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
助 教	博 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短 期 大 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	そ の 他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
合 計	博 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短 期 大 士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	そ の 他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	

(注)

- 専門職大学等若しくは専門職大学等の学部等を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、別記様式第 3 号 (その 3 の 1) に加え、この書類を作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、専門職大学設置基準第 36 条第 1 項又は専門職短期大学設置基準第 33 条第 1 項に規定する実務の経験等を有する専任教員についてのみ作成すること。
- それぞれの年齢区分ごとに、別記様式第 3 号 (その 3 の 1) に記入した専任教員の数の内数として、専門職大学設置基準第 36 条第 1 項又は専門職短期大学設置基準第 33 条第 1 項に規定する実務の経験等を有する専任教員の数を記入するとともに、実務の経験等を有する専任教員のうち専門職大学設置基準第 36 条第 2 項又は専門職短期大学設置基準第 33 条第 2 項に規定する者の数を括弧書きで記入すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

別記様式第 3 号 (その 4)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

実務の経験等を有する専任教員一覧									
(〇〇学部〇〇学科等)									
番号	調書 番号	実務家 区分	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	実務経験 の年月数	実務経験の概要		大学等における教員歴、保有学位又は企業等における研究上の業績の概要
							期間	勤務先・役職名・主な職務内容等	
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			

実務の経験等を有する専任教員数	人
うち「実(研)」の人数	人

(注)

- この書類は、専門職大学等若しくは専門職大学等の学部等を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合に作成すること。
- この書類は、専門職大学設置基準第36条第1項又は専門職短期大学設置基準第33条第1項に規定する実務の経験等を有する専任教員についてのみ作成すること。
- 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 「実務家区分」の欄には、実務の経験等を有する専任教員のうち、専門職大学設置基準第36条第2項又は専門職短期大学設置基準第33条第2項に規定する者については「実(研)」の文字を記入すること。
- 「大学等における教員歴、保有学位又は企業等における研究上の業績の概要」の欄は、実務の経験等を有する専任教員のうち、専門職大学設置基準第36条第2項又は専門職短期大学設置基準第33条第2項に規定する者について記入し、これに該当しない者については斜線を引くこと。
- 「実務の経験等を有する専任教員数」の欄の「うち「実(研)」の人数」は、実務の経験等を有する専任教員のうち、専門職大学設置基準第36条第2項又は専門職短期大学設置基準第33条第2項に規定する者の人数を記入すること。
- 実務の経験等を有する専任教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。

別記様式第 4 号（その 2 の 2）

（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

別記様式第四号（その二）の次に次の様式を加える。

教育・実務業績書（専門職大学等の教員）		
		年 月 日
		氏名 印
職 業 分 野	職 務 内 容 の キ ー ワ ー ド	
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 教育方法の実践例		
2 作成した教科書，教材		
3 教育上の能力に関する大学等の評価		
4 その他		
実 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 資格，免許		
2 職務の経歴及び職務上の業績		
3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価		
4 その他		
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 著書，論文，その他の成果発表		
2 特許等		
3 その他		

（注）

- 1 専門職大学等又は専門職大学等の学部等を設置する場合は，2に掲げる教員について，別記様式第 4 号（その 2）に代えて，この書類を作成すること。
- 2 この書類は，次の（1）から（3）までの教員について，作成すること。
 - （1）専門職大学設置基準第 38 条第 5 号若しくは第 6 号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第 39 条第 1 号，第 40 条第 1 号又は第 41 条第 1 号に該当することを含む。）又は専門職短期大学設置基準第 35 条第 4 号若しくは第 7 号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第 36 条第 1 号，第 37 条第 1 号又は第 38 条第 1 号に該当することを含む。）により，教授，准教授，講師又は助教になろうとする者。
 - （2）専門職大学設置基準第 39 条第 5 号に該当すること（同号に該当することにより同令第 40 条第 1 号又は第 41 条第 1 号に該当することを含む。）又は専門職短期大学設置基準第 36 条第 4 号に該当すること（同号に該当することにより同令第 37 条第 1 号又は第 38 条第 1 号に該当することを含む。）により，准教授，講師又は助教になろうとする者。
 - （3）専門職大学設置基準第 41 条第 3 号又は専門職短期大学設置基準第 38 条第 3 号に該当することにより，助教になろうとする者。
- 3 「研究業績等に関する事項」の欄の「1 著書，論文，その他の成果発表」には，書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。
- 4 「氏名」は，本人が自署すること。
- 5 印影は，印鑑登録をしている印章により押印すること。ただし，やむを得ない事由があるときは，省略することができる。この場合において，「氏名」は，旅券にした署名と同じ文字及び書体で自署すること。

別記様式第七号の次に次の九様式を加える。
別記様式第七号の2

(用紙 日本工業規格A4横型)

教育課程連携協議会構成員名簿

○専門職大学等

番号	構成員 区分	関係する学部等 又は研究科等	氏 名	年 齢	現所属及び役職名	当該専門職大学等の課程に係る職業に 関する主な経歴

(注)

- 1 一の大学に複数の教育課程連携協議会を設ける場合には、それぞれの教育課程連携協議会ごとに作成すること。
- 2 教育課程連携協議会の構成員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 3 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 4 「構成員区分」の欄には、専門職大学設置基準第11条第2項各号、専門職短期大学設置基準第8条第2項各号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項各号に規定する教育課程連携協議会の構成員の区分を記入すること。
- 5 「関係する学部等又は研究科等」の欄は、当該構成員が特定の学部等又は研究科等と連携するものである場合に、当該学部等又は研究科等の名称を記入すること。
- 6 「当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴」の欄は、当該構成員が当該専門職大学等の課程に係る職業における実務の経験を有する場合に記入すること。ただし、専門職大学設置基準第11条第2項第2号及び第4号、専門職短期大学設置基準第8条第2項第2号及び第4号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号に規定する構成員については、必ず記入すること。

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

教育課程連携協議会構成員就任承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

氏名

印

私は、〇〇専門職大学の設置の認可の上は、〇〇専門職大学の教育課程連携協議会の構成員として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任することを承諾します。

(注)

- 1 「〇〇専門職大学」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 「氏名」の欄の印は、本人の署名をもって代えることができる。

別記様式第 7 号の 4 (その 1)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

臨地実務実習施設の確保状況説明書

(〇〇専門職大学〇〇学部等)

番号	授業科目			臨地実務実習施設				
	授業科目の名称	必修，選択， 自由の別	履修予定 学生数	施設 番号	施設の名称	受入予定 学生数	当該施設 実習時間数	受入予定学生 ・時間数
1			人			人	時間	人・時間
		単位数	施設実習 時間数			人	時間	人・時間
		単位	時間			人	時間	人・時間
					受入学生・時間数 小計			
番号	授業科目			臨地実務実習施設				
	授業科目の名称	必修，選択， 自由の別	履修予定 学生数	施設 番号	施設の名称	受入予定 学生数	当該施設 実習時間数	受入予定学生 ・時間数
2			人			人	時間	人・時間
		単位数	施設実習 時間数			人	時間	人・時間
		単位	時間			人	時間	人・時間
					受入学生・時間数 小計			
番号	授業科目			臨地実務実習施設				
	授業科目の名称	必修，選択， 自由の別	履修予定 学生数	施設 番号	施設の名称	受入予定 学生数	当該施設 実習時間数	受入予定学生 ・時間数
3			人			人	時間	人・時間
		単位数	施設実習 時間数			人	時間	人・時間
		単位	時間			人	時間	人・時間
					受入学生・時間数 小計			

	必修	選択	自由	合計
履修予定学生数計	人	人	人	人
単位数計	単位	単位	単位	単位
施設実習時間数計	時間	時間	時間	時間

	必修	選択	自由	合計
受入予定学生・時間数計	人・時間	人・時間	人・時間	人・時間

- (注)
- 1 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 2 開設する臨地実務実習に係る授業科目の数及び当該授業科目の授業を行う臨地実務実習施設の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 3 「授業科目」の欄の「施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち臨地実務実習施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 4 「臨地実務実習施設」欄の「施設番号」は、臨地実務実習施設一覧（別紙様式第 7 号の 4（その 2））に記入する施設番号を記入すること。
- 5 「臨地実務実習施設」欄の「当該施設実習時間数」は、当該授業科目に係る施設実習時間数のうち、当該臨地実務実習施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 6 「臨地実務実習施設」の欄の「受入予定学生・時間数」は、受入予定学生数に当該施設実習時間数を乗じて得た数を記入すること。
- 7 「履修予定学生数計」の欄、「単位数計」の欄、「施設実習時間数計」の欄は、全ての授業科目の履修予定学生数、単位数及び施設実習時間数をそれぞれ合計した数を記入すること。
- 8 「受入予定学生・時間数計」の欄は、全ての授業科目に係る臨地実務実習施設の受入予定学生・時間数を合計した数を記入すること。

臨地実務実習施設一覧

(〇〇専門職大学〇〇学部等)

施設番号	施設の実務実習施設の名称	所在地	履修させる授業科目					主な実習場所の面積	備考
			授業科目の名称	必修・選択・自由の別	単位数	履修予定学生数	当該施設実習時間数	受入予定学生・時間数	
1					単位	人	時間	人・時間	㎡ うち必修科目分 ㎡ うち選択科目分 ㎡ うち自由科目分 ㎡
					単位	人	時間	人・時間	
					単位	人	時間	人・時間	
					単位	人	時間	人・時間	
			計	(科目)	単位	人	時間	人・時間	
2					単位	人	時間	人・時間	㎡ うち必修科目分 ㎡ うち選択科目分 ㎡ うち自由科目分 ㎡
					単位	人	時間	人・時間	
					単位	人	時間	人・時間	
					単位	人	時間	人・時間	
			計	(科目)	単位	人	時間	人・時間	

受入予定学生・時間数の合計			主な実習場所の面積の合計		
人・時間			㎡		
うち必修科目分 人・時間			うち必修科目分 ㎡		
うち選択科目分 人・時間			うち選択科目分 ㎡		
うち自由科目分 人・時間			うち自由科目分 ㎡		

- (注)
- 1 使用する臨地実務実習施設の数及び当該施設で授業を行う臨地実務実習の授業科目の数及び、適宜枠の数を増やして記入すること。
 - 2 「施設番号」の欄には、通し番号を記入すること。
 - 3 「履修させる授業科目」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
 - 4 「履修させる授業科目」の欄の「当該施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち当該施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
 - 5 「主な実習場所の面積」の欄は、当該施設内の実習場所のうち、特に継続的に又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所で臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分の面積を記入すること。
 - 6 「主な実習場所の面積」の欄の「うち必修科目相当分」は、主な実習場所のうち、必修科目の授業で使用する部分の面積を、「うち選択科目相当分」は、選択科目の授業で使用する部分（必修科目の授業で使用する部分を除く。）の面積を、「うち自由科目相当分」は、自由科目の授業で使用する部分（必修科目又は選択科目で使用する部分を除く。）の面積を記入すること。

臨地実務実習施設の概要

施設に関する事項	名 称							
	所 在 地	(キャンパスからの移動方法 (所要時間 分))						
	施設の面積	㎡ (うち主な実習場所の面積 ㎡)						
	開設者・管理者、従業員数	開 設 者		管 理 者		従 業 員 数		
						人		
	事業の概要							
	当該施設の選定理由							
履修させる授業科目に関する事項	各授業科目	授業科目の名称	必修・選択・自由の別	単位数	履修予定学生数	施設実習時間数	受入予定学生・時間数	主な実習場所
				単位	人	時間	人・時間	
				単位	人	時間	人・時間	
	全 体	計 (科目)		単位	のべ 人	時間	人・時間	
実習の実施体制に関する事項	実習指導者	氏名	所属・職名		実務経験年数	担当授業科目		
					年			
					年			
					年			
	その他の指導体制							
	実習受入期間・1日当たり実習時間	実 習 受 入 期 間				1 日 当 たり 実 習 時 間		
その他	他の学校等からの校外実習受入れ予定	他の学校等の名称	受入れ人数		受入期間			
			人		年度	年間	日	
			人		年度	年間	日	
	当該施設が使用できなくなった場合の代替措置							
	備 考							

(注)

- この書類は、使用する臨地実務実習施設について作成すること。
- 「施設の面積」の欄の「うち主な実習場所の面積」は、当該施設の実習場所のうち、特に継続的又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所で、臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分の面積を記入すること。
- 「履修させる授業科目に関する事項」の「全体」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
- 「実習指導者」の欄は、実習指導者の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄は、受入れを予定する他の大学等の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄の「受入れ人数」は、受入れを予定している学生等の人数を記入すること。

臨地実務実習施設使用承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

開設者又は管理者の職名及び氏名

印

〇〇専門職大学〇〇学部等の臨地実務実習施設として、〇〇年度より（臨地実務実習施設名）を使用することを承諾します。

(注)

- 1 この書類は、使用する臨地実務実習施設の全てについて作成すること。ただし、同一の開設者又は管理者が二以上の臨地実務実習施設を開設又は管理する場合には、当該二以上の臨地実務実習施設について一の承諾書を作成すれば足りるものとする。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 3 「（臨地実務実習施設名）」の部分は、使用を承諾する臨地実務実習施設の名称を記入すること。なお、1 のただし書に掲げる方法により承諾書を作成する場合には、二以上の臨地実務実習施設の名称を列記すること。
- 4 「開設者又は管理者の職名及び氏名」の欄の印は、本人の署名をもって代えることができる。
- 5 原本の写しを提出する場合には、認可の申請又は届出を行う者が原本証明すること。なお、認可の申請又は届出を行う者は、複数の承諾書について一括して原本証明をすることができる。

連携実務演習等に関する承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

事業者名

印

〇〇専門職大学〇〇学部等の連携実務演習等の連携先事業者として、〇〇年度より下記の授業科目の実施に関し、連携・協力することを承諾します。

記

・ (授業科目名)

(注)

- 1 この書類は、臨地実務実習に代えて連携実務演習等を開設する場合に、その連携先事業者について作成すること。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 3 「事業者名」の欄の印は、当該事業者の代表者の職名及び代表者本人の署名をもって代えることができる。
- 4 原本の写しを提出する場合には、認可の申請又は届出を行う者が原本証明すること。なお、認可の申請又は届出を行う者は、複数の承諾書について一括して原本証明をすることができる。

別記様式第 7 号の 7

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

必要校地面積の減算説明書

(〇〇専門職大学等)

必要校地面積の減算に関する説明						備考	
校地面積を減ずる事由等	立地等	校地の所在地					
		その場所に立地することが特に必要な事由					
		所要の土地の取得が困難な事由					
	教育上必要な環境の整備の状況						
	その他特記事項						
保有する校地等の面積	区分		当該専門職大学等の校地等面積			共用する他の学校等の専用	合計
			専用	共用	小計		
	校地	校舎敷地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		(うち空地)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
		運動場用地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		小計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	その他		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	合計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
収容定員	区分	員数	収容定員等に関連する特記事項				
	昼間	人					
	夜間	人					
	昼夜開講	人					
	計	人					
収容定員上の学生一人当たり校地面積		m ²					

(注)

- この書類は、専門職大学設置基準第 4 6 条第 2 項又は専門職短期大学設置基準第 4 4 条第 2 項の規定により、所要の校地面積を減ずることとする場合に作成すること。
- 「教育上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要校地面積を減ずることとしても教育に支障がないことについての説明を含め、当該専門職大学等における教育環境の整備状況についての説明を記入すること。
- 「収容定員上の学生一人当たり校地面積」の欄は、校地（共用部分を含む。）の面積を収容定員の員数で除した面積を記入すること。
- 「収容定員等に関連する特記事項」の欄は、昼間学部及び夜間学部を併設し、又は昼夜開講制を行う場合における学生の履修及び施設の使用の態様など、収容定員等に関連して特に説明すべき事項がある場合に記入すること。

必要校舎面積の減算説明書

(〇〇専門職大学〇〇学部等)

必要校舎面積の減算に関する説明							備考	
校舎面積を減ずる事由		【 】 設置基準上必修化された臨地実務実習のための施設を企業等の事業者の施設の使用により確保						
		【 】 その他の相当の事由						
保有する校舎面積		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計		
		m ² ()	m ² ()	m ² ()		m ² ()		
臨地実務実習及び臨地実務実習施設	臨地実務実習	単位数	区分	必修	選択	自由	計	
			設置基準上の必要単位数		単位		—	—
			開設単位数		単位	単位	単位	単位
			うち卒業に必要な単位数			単位	—	単位
	うち設置基準上の必要単位相当分		単位	単位	—	—		
	臨地実務実習施設	主な実習場所の面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
		うち設置基準上の必要単位相当分		m ²	m ²	—	m ²	
当該施設を使用できなくなった場合の代替措置								
その他の校外実習	校外実習を行う授業科目及びその実習内容	授業科目	実習内容					
	使用する施設							
立地	校舎の所在地							
	所在地周辺の概況							
教育研究上必要な環境の整備の状況								
その他特記事項								

(注)

- この書類は、専門職大学設置基準別表第 2 イ備考第 5 号又は専門職短期大学設置基準別表第 2 イ備考第 5 号の規定により所要の校舎面積を減ずることとする場合に作成すること。
- 「校舎面積を減ずる事由」の欄は、該当するものについて「【 】」内に「○」を記入すること。
- 「保有する校舎面積」の欄は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における校舎面積を記入すること。ただし、校舎を段階的に整備する場合には、完成年度における校舎面積に加え、開設年度における校舎面積を括弧内に併記すること。
- 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「設置基準上の必要単位数」は、専門職大学にあつては「20 単位」と、二年制の専門職短期大学（卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学を含む。）にあつては「10 単位」と、三年制の専門職短期大学（卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学を除く。）にあつては「15 単位」と記入すること。
- 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「開設単位数」は、「必修」、「選択」及び「自由」のそれぞれについて、臨地実務実習に係る開設授業科目の単位数の合計を記入すること。
- 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「うち卒業に必要な単位数」は、「必修」については 5 により記入した開設単位数と同じ単位数を、「選択」については開設単位数のうち当該専門職大学等の卒業に必要な単位数を記入すること。
- 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「うち設置基準上の必要単位相当分」は、次により記入すること。
 - 「必修」については、4 により記入した設置基準上の必要単位数が、5 により記入した開設単位数を下回る場合には、当該設置基準上の必要単位数を記入し、それ以外の場合には、当該開設単位数を記入すること。
 - 「選択」については、(1) により記入した必修科目に係る設置基準上の必要単位相当分の単位数が、4 により記入した設置基準上の必要単位数を下回る場合には、それらの差に相当する単位数を記入し、それ以外の場合には、「0 単位」と記入すること。
- 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の面積」の欄には、臨地実務実習施設一覧（別記様式第 7 号の 4（その 2））に記入する主な実習場所の面積の合計を記入すること。
- 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の面積」の欄の「うち設置基準上の必要単位相当分」は、「必修」及び「選択」のそれぞれについて、8 により記入した主な実習場所の面積に、7 により記入した設置基準上の必要単位数相当分の単位数を 5 により記入した開設単位数で除して得た割合を乗じて得た面積を記入すること。
- 「その他の校外実習」の欄は、臨地実務実習以外の授業科目で校外実習を行う場合に記入すること。なお、「授業科目」及び「実習内容」の欄は、校外実習を行う授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 「立地」の「所在地周辺の概況」の欄には、学生の教育、厚生補導等に関連する周辺の施設等の状況について記入すること。
- 「教育研究上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要校舎面積を減ずることとしても教育研究に支障がないことについての説明を含め、当該専門職大学等の学部等の教育研究環境の整備状況についての説明を記入すること。

別表

別表を次のように改める。

認可の申請又は届出の区分	大学又は高等専門学校等の設置（第2条）		学部等の設置（第3条） 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更（第4条） 高等専門学校の学科の設置（第5条）						専門職大学の課程の設置及び変更（第4条の2）		大学における通信教育の開設（第6条）		私立の大学又は高等専門学校に係る学則の変更（第7条）		大学の設置者の変更（第8条）		大学の廃止（第9条）					
	認可を受けようとする場合	提出期限	認可を受けようとする場合	うち国際連携学科又は国際連携専攻に係る課程の変更	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合	認可を受けようとする場合	届出を行う場合					
	開設年度の前々年度の10月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで若しくは3月1日から同月31日まで又は開設年度の8月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の12月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	変更年度の前年度の12月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の12月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の12月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は前年度の6月1日から同月30日まで	開設年度の前年度の12月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の12月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の12月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで					
提出すべき書類（別記様式）			正	抜刷	個人調査	正	抜刷	個人調査	正	抜刷	正	抜刷	正	抜刷	個人調査	正	抜刷	正	正	正		
認可申請書			様式第1号(1)		○	○		○		○		○		○		○		○		○		
届出書			様式第1号(2)		○	○		○		○		○		○		○		○		○		
基本計画書			様式第2号（その1の1）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			様式第2号（その1の2）		※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
			様式第2号（その2の1）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			様式第2号（その2の2）		※1	※1	※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			様式第2号（その2の3）		※2	※2	※2	※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			様式第2号（その2の4）		※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			様式第2号（その3の1）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			様式第2号（その3の2）		※1	※1	※1	※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
校地校舎等の図面			様式第2号（その3の3）		※2	※2	※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
学則					○	○		○		○		○		○		○		○				
学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）					○	○		○		○		○		○		○		○				
意思の決定を証する書類					○	○		○		○		○		○		○		○				
大学の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類					○	○		○		○		○		○		○		○				
学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類					○	○		○		○		○		○		○		○				
前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類										○		○		○								
大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類										○		○		○								
変更の事由及び時期を記載した書類												○		○								
学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類														○								
廃止の事由及び時期並びに学生の措置方法を記載した書類																○		○				
教員名簿			様式第3号（その1）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			様式第3号（その2の1）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			様式第3号（その2の2）		※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1		
			様式第3号（その3の1）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			様式第3号（その3の2）		※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		
教員個人調査書			様式第4号（その1）		○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△				
			様式第4号（その2の1）		○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△				
教員就任承諾書			様式第4号（その2の2）		※3	△	※3	※3	△	※3			※3	△	※3							
附属病院所在地の概況説明書			様式第5号		○	△	○	△	○				○	△	○							
附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書			様式第6号		※4	※4			※4	※4			※4	※4								
附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書			様式第7号		※4	※4			※4	※4			※4	※4								
関連教育病院の概要等を記載した書類					※4	※4			※4	※4			※4	※4								
実学実務実習施設概要書類					※5	※5			※5	※5			※5	※5								
教育課程連携協議会構成員名簿			様式第7号の2		※6	※6			※6	※6			※6	※6								
教育課程連携協議会構成員就任承諾書			様式第7号の3		※6	※6			※6	※6			※6	※6								
臨地実務実習施設の確保状況説明書			様式第7号の4		※3	※3			※3	※3			※3	※3								
臨地実務実習使用承諾書			様式第7号の5		※3	※3			※3	※3			※3	※3								
連携実務実習等に関する承諾書			様式第7号の6		※3	※3			※3	※3			※3	※3								
必要校地面積の減算説明書			様式第7号の7		※3	※3			※3	※3			※3	※3								
必要校舎面積の減算説明書			様式第7号の8		※3	※3			※3	※3			※3	※3								
通信教育実施方法説明書			様式第8号		※7	※7			※7	※7			※7	※7								
通信教育に係る規程					※7	※7			※7	※7			※7	※7								
提出部数			1	3	5	1	5	3	5	1	5	3	5	1	5	3	5	1	5	3		

(注)

- ※1は、共同学科等を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学科等を設置している場合に添付すること。
- ※2は、国際連携学科等を設置する場合に添付すること。
- ※3は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合又は専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合に添付すること。
- ※4は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- ※5は、臨床実務に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- ※6は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合、専門職大学院に係る研究科等を設置する場合又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であって専門職大学院の課程を設けることとなるものを行う場合に添付すること。
- ※7は、併せて通信教育を開設する場合に添付すること。
- ※8は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
- △は、学長の個人調査書のみ添付すること。

○文部科学省令第三十八号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十五条の二の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（寄附行為変更認可申請手続等） 第四条 [略] 254 [略] 5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」	（寄附行為変更認可申請手続等） 第四条 [略] 254 [略] 5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」の設置の認可に係る申請時に」とする。この場

とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日まで」と、当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、開設年度の前年度」とあるのは「申請年度の前年度」とする。

6512 [略]

（登記の届出等）

第十三条 [略]

253 [略]

4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号に掲げる書類及び第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

合において、第二条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

6512 [略]

（登記の届出等）

第十三条 [略]

253 [略]

4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号イ及びロに掲げる書類及び同条第一項第五号ロに掲げる書類並びに第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- この省令は、公布の日から施行する。
- 平成三十一年度開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第二条第一項、第四条第二項及び第九条第二項の適用については、これらの規定中「十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十一日まで」とする。

○文部科学省告示第百二十四号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

文部科学大臣 林 芳正

改 正 後	改 正 前
第一 学校法人の寄附行為を認可する場合 〔略〕 一 校地並びに施設及び設備について （一）大学等の校地並びに校舎等の施設及び図書、機械、器具等の設備（以下単に「施設及び設備」という。）は、教育研究上支障のないよう整備されとともに、大学等の種類の別に 応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置	第一 学校法人の寄附行為を認可する場合 〔同上〕 一 校地並びに施設及び設備について （一）大学等の校地並びに校舎等の施設及び図書、機械、器具等の設備（以下単に「施設及び設備」という。）は、教育研究上支障のないよう整備されとともに、大学等の種類の別に 応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置

基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令（別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

(二) (イ) [略]

第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

四 既設校等について

(一) (イ) [略]

(イ) 大学（専門職大学を除く。以下第二の四の(イ)において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学の学部の入学定員の百分の百以下であるとき又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下第二の四の(イ)において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

ア ウ [略]

別表第一 標準設置経費額（第一の一の(イ)、第二の一の(三)、第三の一及び第四の一関係）

一 大学 (一) 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては四八〇人）の場合

(単位：百万円)

分	学部の種類			
	人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学関係 (医学関係及 歯学関係を 除く。)	その他	医学関係 (うち附属病院分)
施設の整備に要する経費	五六六	一、一五五	七六六	一四、一四八
設備の整備に要する経費	三六	七二六	一四三	六、九二八
合計	六〇二	一、八八一	九〇九	二一、〇七六
			(二六、四五四)	(五、一五九)
			(二、七七七)	(一、八二九)
				(六六九)

基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令（別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

(二) (イ) [同上]

第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

四 既設校等について

(一) (イ) [同上]

(イ) 短期大学又は短期大学の学科（以下第二の四の(イ)において「短期大学等」という。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学等を設置する場合であつて、当該大学等の入学定員が当該廃止に係る短期大学等の入学定員の百分の百以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

ア ウ [同上]

別表第一 標準設置経費額（第一の一の(イ)、第二の一の(三)、第三の一及び第四の一関係）

一 大学 (一) 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては四八〇人）の場合

(単位：百万円)

分	学部の種類			
	人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学関係 (医学関係及 歯学関係を 除く。)	その他	医学関係 (うち附属病院分)
施設の整備に要する経費	五五二	一、一二六	七四六	一三、七八九
設備の整備に要する経費	三六	七二七	一四三	六、九三四
合計	五八八	一、八五三	八八九	二〇、七三三
			(二六、一七三)	(五、一六四)
			(二、七二四)	(一、八三二)
				(六七〇)

備考

一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第六十一条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一つの学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

二・三 〔略〕

四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一若しくは第三又は専門職大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学部の種類を含むものとする。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

ア・オ 〔略〕

五 〔略〕

六 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合であつて、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職大学特例割合」という。）を前号アの割合に乘じた割合

イ 設備の整備に要する経費 専門職大学特例割合を前号イの割合に乘じた割合

七 収容定員が四〇〇人の場合であつて、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減する場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職大学特例割合を乗じて得た額とする。

八 大学の共同学科を置く学部にあつては、八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、第五号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一つの学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ同号ア及びイに定める割合を乗じて得た額（第六号に掲げる場合にあつては、当該乗じて得た額にそれぞれ専門職大学特例割合を乗じて得た額）を合計した額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

九 第五号及び第六号において、基準校舎面積とは、第四号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学部の種類（ただし、第四号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による大学設置基準別表第三のイ若しくはロの表又は専門職大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

十 〔略〕

十一 専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における学部の学科に係る標準設置経費額は、前号の規定により算出した額に、専門職大学特例割合を乗じて得た額とする。

備考

一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一つの学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

二・三 〔同上〕

四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一又は第三に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学部の種類を含むものとする。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

ア・オ 〔同上〕

五 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

六 大学の共同学科を置く学部にあつては、八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一つの学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ前号ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

七 第五号において、基準校舎面積とは、第四号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学部の種類（ただし、第四号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による大学設置基準別表第三のイ又はロの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

八 〔同上〕

〔号を加える。〕

十二 前二号の規定にかかわらず、大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第五号から第七号まで又は別表第一の一の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「全体標準設置経費額」という。）をこれらの大学に置く収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

(二) 収容定員が八〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人）の場合
（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類			
	人文学科 関係又は 社会科学 関係	自然科学関係 (医学関係及び 歯学関係を 除く。)	その他	医学関係 (うち附属病院分)
施設の整備に要する経費	八四九	一、五五〇	一、一一八	一六、三八九 (二、七四九)
設備の整備に要する経費	七一	一、四五二	二八三	九、二八二 (六、六三三)
合計	九二〇	三、〇〇二	一、四〇一	二五、六七一 (二、九、三八二)

備考

一 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（大学の共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額に、別表第一の一の(一)の表備考第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）とする。

ア・イ 「略」

二 八〇〇人を超える収容定員の場合であつて、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 専門職大学特例割合を前号アの割合に乘じた割合
イ 設備の整備に要する経費 専門職大学特例割合を前号イの割合に乘じた割合

九 前号の規定にかかわらず、大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第五号又は別表第一の一の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「全体標準設置経費額」という。）をこれらの大学に置く収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

(二) 収容定員が八〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人）の場合
（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類			
	人文学科 関係又は 社会科学 関係	自然科学関係 (医学関係及び 歯学関係を 除く。)	その他	医学関係 (うち附属病院分)
施設の整備に要する経費	八二七	一、五一〇	一、〇九〇	一五、九七四 (二、四二六)
設備の整備に要する経費	七一	一、四五四	二八三	九、二九一 (六、六四〇)
合計	八九八	二、九六四	一、三二三	二五、二六五 (二、九、〇六六)

備考

八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（大学の共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額に、別表第一の一の(一)の表備考第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）とする。

ア・イ 「同上」

「号を加える。」

三 収容定員が八〇〇人の場合であつて、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職大学特例割合を乗じて得た額とする。

二 短期大学

(一) 収容定員が一〇〇人の場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	二七五	三七〇	三〇三
設備の整備に要する経費	一一	二一九	四四
合計	二八六	五八九	三四七

備考

一 [略]

二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一若しくは第二又は専門職短期大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学科の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)

アウ [略]

三 [略]

四 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合であつて、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職短期大学特例割合」という。）を前号アの割合に乘じた割合

イ 設備の整備に要する経費 専門職短期大学特例割合を前号イの割合に乘じた割合

五 収容定員が一〇〇人の場合であつて、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。

六 第三号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類（ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)

「号を加える。」

二 短期大学

(一) 収容定員が一〇〇人の場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	二六八	三六一	二九五
設備の整備に要する経費	一一	二一九	四四
合計	二七九	五八〇	三三九

備考

一 [同上]

二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一又は第二に掲げる学科の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)

アウ [同上]

三 [同上]

「号を加える。」

「号を加える。」

四 前号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類（ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)

七 第一号及び第三号並びに別表第一の二の(二)の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十八条第一項に規定する共同学科(以下「短期大学の共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若しくは第五号又は別表第一の二の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額(以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額(以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。)以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) 収容定員が二〇〇人の場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類	
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係
施設の整備に要する経費	三二五	四六二
設備の整備に要する経費	二二	四三七
合計	三四七	八九九
		四五〇

備考

一 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ 「略」

二 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 専門職短期大学特例割合を前号アの割合に乘じた割合
イ 設備の整備に要する経費 専門職短期大学特例割合を前号イの割合に乘じた割合
三 収容定員が二〇〇人の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。

五 第一号及び第三号並びに別表第一の二の(二)の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項に規定する共同学科(以下「短期大学の共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第三号又は別表第一の二の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額(以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額(以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。)以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) 収容定員が二〇〇人の場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類	
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係
施設の整備に要する経費	三一七	四五〇
設備の整備に要する経費	二二	四三七
合計	三三九	八八七
		四四一

備考

一 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分		収容定員	
施設の整備に要する経費		二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
設備の整備に要する経費		五六六	七三五
合計		二七〇	五三八
備考		八三六	一、二七三
一、四 [略]			

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第百二十五号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第一 学校設置会社が新たに大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合

〔略〕

一 校地並びに施設及び設備について

(一) 大学等の校地並びに校舎等の施設及び図書、機械、器具等の設備（以下単に「施設及び設備」という。）は、教育研究上支障のないよう整備されるときに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令（別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

(一) (二) [略]

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分		収容定員	
施設の整備に要する経費		二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
設備の整備に要する経費		五五二	七一六
合計		二七〇	五三九
備考		八三二	一、二五五
一、四 [同上]			

改 正 前

第一 学校設置会社が新たに大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合

〔同上〕

一 校地並びに施設及び設備について

(一) 大学等の校地並びに校舎等の施設及び図書、機械、器具等の設備（以下単に「施設及び設備」という。）は、教育研究上支障のないよう整備されるときに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令（別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

(一) (二) [同上]

第二 現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合

〔略〕

三 既設校等について

(一) 〔略〕

(六) 大学（専門職大学を除く。以下第二の三の(六)において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百以下であるときは又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下第二の三の(六)において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

ア ヲウ 〔略〕

別表第一 標準設置経費額（第一の一の(九)、第二の一、第三の一及び第四の一関係）

一 大学

(一) 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては四八〇人）の場合

（単位：百万円）

分	学部の種類			
	人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学関係 （医学関係及 歯学関係を 除く。）	その他	医学関係 （うち附属病院分）
施設の整備に要する経費	五六六	一、一五五	七六六	一四、一四八 （一一、二九五）
設備の整備に要する経費	三六	七二六	一四三	六、九二八 （五、一五九）
合計	六〇二	一、八八一	九〇九	二一、〇七六 （二六、四五四）

備考

一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第六十一条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一つの学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

第二 現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合

〔同上〕

三 既設校等について

(一) 〔同上〕

(六) 短期大学又は短期大学の学科（以下第二の三の(六)において「短期大学等」という。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学等を設置する場合であつて、当該大学等の入学定員が当該廃止に係る短期大学等の入学定員の百分の百以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

ア ヲウ 〔同上〕

別表第一 標準設置経費額（第一の一の(九)、第二の一、第三の一及び第四の一関係）

一 大学

(一) 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては四八〇人）の場合

（単位：百万円）

分	学部の種類			
	人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学関係 （医学関係及 歯学関係を 除く。）	その他	医学関係 （うち附属病院分）
施設の整備に要する経費	五五二	一、一二六	七四六	一三、七八九 （一一、〇〇九）
設備の整備に要する経費	三六	七二七	一四三	六、九三四 （五、一六四）
合計	五八八	一、八五三	八八九	二〇、七二三 （二六、一七三）

備考

一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一つの学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）

二・三 〔略〕

四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一若しくは第三又は専門職大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学部の種類による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学部の種類を含むものとする。(別表第一の(一)の(二)の表において同じ。)

ア オ

五 〔略〕

六 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合であつて、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合(以下「専門職大学特例割合」という。)を前号アの割合に乘じた割合

イ 設備の整備に要する経費 専門職大学特例割合を前号イの割合に乘じた割合

七 収容定員が四〇〇人の場合であつて、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職大学特例割合を乗じて得た額とする。

八 大学の共同学科を置く学部にあつては、八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、第五号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ同号ア及びイに定める割合を乗じて得た額(第六号に掲げる場合にあつては、当該乗じて得た額にそれぞれ専門職大学削減後面積割合を乗じて得た額)を合計した額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

九 第五号及び第六号において、基準校舎面積とは、第四号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学部の種類(ただし、第四号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)による大学設置基準別表第三のイ若しくは口の表又は専門職大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の(一)の(二)の表において同じ。)

十 〔略〕

十一 専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における学部の学科に係る標準設置経費額は、前号の規定により算出した額に、専門職大学特例割合を乗じて得た額とする。

十二 前二号の規定にかかわらず、大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第五号から第七号まで又は別表第一の(一)の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額(以下この号において「全体標準設置経費額」という。)をこれらの大学に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。(別表第一の(一)の(二)の表において同じ。)

二・三 〔同上〕

四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一又は第三に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学部の種類を含むものとする。(別表第一の(一)の(二)の表において同じ。)

ア オ

五 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

六 大学の共同学科を置く学部にあつては、八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ前号ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

七 前号において、基準校舎面積とは、第四号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学部の種類(ただし、第四号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)による大学設置基準別表第三のイ又は口の表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の(一)の(二)の表において同じ。)

八 〔同上〕

〔号を加える。〕

九 前号の規定にかかわらず、大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第五号又は別表第一の(一)の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額(以下この号において「全体標準設置経費額」という。)をこれらの大学に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。(別表第一の(一)の(二)の表において同じ。)

(一) 収容定員が八〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人）の場合

（単位：百万円）

分	学部の種類			
	人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学関係 （医学関係及び 歯学関係を 除く。）	その他	医学関係 （うち附属病院分）
施設の整備に要する経費	八四九	一、五五〇	一、一一八	一六、三八九 （二、七四九）
設備の整備に要する経費	七一	一、四五二	二八三	九、二八二 （六、六三三）
合計	九二〇	三、〇〇二	一、四〇一	二五、六七一 （二、九三八二）

備考 一 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（大学の共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一つの学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額に、別表第一の（一）の表備考第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）とする。

二 八〇〇人を超える収容定員の場合であつて、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 専門職大学特例割合を前号アの割合に乘じた割合

イ 設備の整備に要する経費 専門職大学特例割合を前号イの割合に乘じた割合

三 収容定員が八〇〇人の場合であつて、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職大学特例割合を乗じて得た額とする。

二 短期大学

(一) 収容定員が一〇〇人の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	二七五	三七〇	三〇三

(一) 収容定員が八〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人）の場合

（単位：百万円）

分	学部の種類			
	人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学関係 （医学関係及び 歯学関係を 除く。）	その他	医学関係 （うち附属病院分）
施設の整備に要する経費	八二七	一、五一〇	一、〇九〇	一五、九七四 （二、四二六）
設備の整備に要する経費	七一	一、四五四	二八三	九、二九一 （六、六四〇）
合計	八九八	二、九六四	一、三七三	二五、二六五 （二、九〇六）

備考 一 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（大学の共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一つの学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額に、別表第一の（一）の表備考第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）とする。

二 「号を加える。」

ア・イ 「同上」

二 短期大学

(一) 収容定員が一〇〇人の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	二六八	三六一	二九五

設備の整備に要する経費	合計		
	二八六	五八九	三四七
備考	一 略		
	二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一若しくは第二又は専門職短期大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学科の種類による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)		
三 略	ア ウ 略		
	四 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合であつて、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。		
ア 施設の整備に要する経費	当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合(以下「専門職短期大学特例割合」という。)を前号アの割合に乘じた割合		
	イ 設備の整備に要する経費		
五 収容定員が一〇〇人の場合であつて、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減する場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。	六 第三号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類(ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)による短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)		
	七 第一号及び第三号並びに別表第一の二の(二)の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十八条第一項に規定する共同学科(以下「短期大学の共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若しくは第五号又は別表第一の二の(二)の表若し		

設備の整備に要する経費	合計		
	二七九	五八〇	三三九
備考	一 同上		
	二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一又は第二に掲げる学科の種類による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)		
三 同上	ア ウ 同上		
	「号を加える。」		
四 前号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類(ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)による短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)	五 第一号及び第三号並びに別表第一の二の(二)の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項に規定する共同学科(以下「短期大学の共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第三号又は別表第一の二の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額(以下この号において「短期大学		

くは備考を適用して得られる額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) 収容定員が二〇〇人の場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	三二五	四六二	三六五
設備の整備に要する経費	二二	四三七	八五
合計	三四七	八九九	四五〇

備考 一 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ 「略」

二 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合であつて、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 専門職短期大学特例割合を前号アの割合に乘じた割合
イ 設備の整備に要する経費 専門職短期大学特例割合を前号イの割合に乘じた割合
三 収容定員が二〇〇人の場合であつて、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員
施設の整備に要する経費	二〇〇人の場合
	四〇〇人の場合
	五六一
	七三五

全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) 収容定員が二〇〇人の場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	三二七	四五〇	三五六
設備の整備に要する経費	二二	四三七	八五
合計	三三九	八八七	四四一

備考 一 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員
施設の整備に要する経費	二〇〇人の場合
	四〇〇人の場合
	五五二
	七一六

設備の整備に要する経費	
合計	二七〇 五三八
備考 一、四 〔略〕	八三六 一、二七三

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

設備の整備に要する経費	
合計	二七〇 五三九
備考 一、四 〔同上〕	八三二 一、二五五

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第百二十六号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示
大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）」の下に「専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）」を加える。

第三条第一項中「平成二十一年度の」を削り、同条第二項中「九千四百三十人」を「九千四百二十九人」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第百二十七号

平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の特例を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合	平成三十一年度開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。 一 大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であつて、平成二十九年九月三十日までこれらに係る認可の申請についての意思の決定を証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができする方法によつて公表している場合 二 専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合であつて、当該認可を受けようとする者が東京都の特別区に設置している専修学校の専門課程に係る生徒総定員を平成三十一年度に減ずる場合
	東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の設置（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。 一 大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であつて、平成二十九年九月三十日までこれらに係る認可の申請についての意思の決定を証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができする方法によつて公表している場合 二 専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合であつて、当該認可を受けようとする者が東京都の特別区に設置している専修学校の専門課程に係る生徒総定員を平成三十一年度に減ずる場合

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表中平成三十一年度開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合の項の規定（下欄第二号に係る部分に限る。）は、平成三十一年四月一日から施行する。